



“18歳から大人” 成年年齢が引き下げに！

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

→ いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

→ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

→ 令和4年4月1日から施行

民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。(詳細は法務省ホームページ) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、学校と地域や産業界との連携を深め、発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の推進がより求められるようになっていきます。

みやざきキャリアフォーラム開催！

6月11日(火)、宮崎県教育研修センターにおいて、次世代の宮崎を担う人づくりに向けたフォーラムを開催し、産業界や行政担当者、教職員など約80名が参加し意見を交換しました。

学校教育におけるキャリア教育の現状

住吉南小学校「地域とつながるキャリア教育」、大王谷学園中等部「14歳のよのなか挑戦 新たな挑戦へ」、飯野高校「飯野高校×えびの市～グローバル・ヒーロー育成～」の地域・企業と連携した取組の発表が行われました。3校の先進的な取組について、参加者からは、「具体的なキャリア教育の実践を学ぶことができた」、「地域・企業と関わることの大切さがわかった」等の意見が多く寄せられました。



社会教育における次世代を担う人づくり

一人一人に合ったキャリア・コンサルティングや無料職業紹介など様々なサービスを行う「ヤングJOBサポートみやざき」、若者の就労に向けた職業的自立を支援する団体「みやざき



若者サポートステーション」、ボランティアで高校生のキャリア教育支援を行っている「みやざきジョブシャドウイング※実行委員会」の取組が紹介されました。(※宮崎の経営者に密着して行動し、経営理念や生き方、実際のビジネス現場を観察して学ぶこと)

参加者からは「学校教育と連携がすぐできる団体だと感じた」、「就職問題の話聞くことができ、今、何をすべきか考えることができた」等の意見が寄せられました。

新学習指導要領における「総合的な学習（探究）の時間」

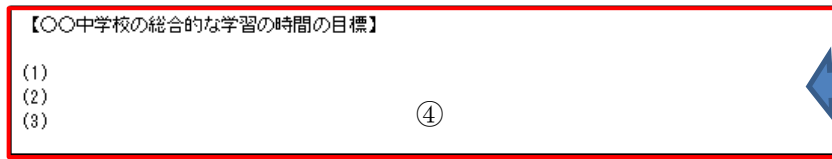
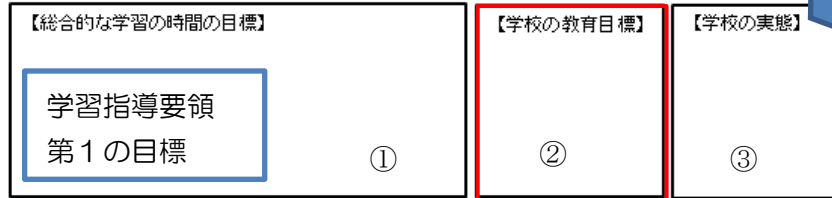
新学習指導要領におけるキャリア教育は特別活動を要として各教科等の特質に応じて実施することになっていますが、その中でも総合的な学習（探究）の時間の役割は大きなものがあります。

総合的な学習（探究）の時間については、小中高等学校のそれぞれで移行期間は異なりますが、小中学校は平成30年4月1日（高等学校は平成31年度以降に入学した生徒に適用）から新学習指導要領によるものとなっています。今回は、総合的な学習（探究）の時間の全体計画作成のポイントをお知らせします。

総合的な学習（探究）の時間は、右図のように学習指導要領上の構成が他教科と異なります。このことを踏まえ、以下の例を参考に全体計画の見直しをお願いします。

学習指導要領	
第5章 総合的な学習の時間	第2章 各教科
第1 目標	第1 目標
第2 各学校において定める目標及び内容	第2 各学年の目標及び内容
1 目標	
2 内容	
3 各学校において定める目標及び内容の取扱い	
第3 指導計画の作成と内容の取扱い	第3 指導計画の作成と内容の取扱い

令和〇〇年度 〇〇中学校 総合的な学習の時間 全体計画 (例)



学年	探究課題	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
中1 (50)	⑤	⑥	【課題の設定】 【情報の収集】 【整理・分析】 【まとめ・表現】	【自己理解】 【他者理解】 【主体性】 【協働性】 【将来展望】 【社会参画】
中2 (70)	項目は学校で設定する。			
中3 (70)	児童生徒の実態に応じて、学年をまたがる場合も考えられる			

③児童生徒・保護者・地域（社会）・学校の実態や児童生徒の成長に寄せる保護者・地域・教職員の願い等を記入する。

④各学校で定める目標は、①②③を踏まえて設定する。育成を目指す資質・能力（1）「知」・（2）「思」・（3）「学」を記入する。
【設定例】は学習指導要領解説（総合）小学校 P67、中学校 P71、高等学校 P85、86

⑤目標を実現するにふさわしい探究課題を記入する。
【設定例】学習指導要領解説（総合）小学校 P77、中学校 P73、74、高等学校 P92

⑥探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を記入する。
【設定例】学習指導要領解説（総合）小学校 P78～、中学校 P74～、高等学校 P92～

②④⑤⑥は必須の要件

- 【学習活動】
 - ・地域、生徒の実態を踏まえ、学年ごとに探究課題を設定する。
 - ・地域の人、もの、空間を生かした学習活動を行う。
 - ・学習活動を表現する場を設定する。
- 【指導方法】
 - ・児童生徒の課題意識を連続、発展させる支援と探究的な学習を充実させる。
 - ・核になる体験活動を重視する。
 - ・「よのなか教室」を設定する。
 - ・協働的な学習を充実させるため、思考ツールを積極的に活用する。
- 【指導体制】
 - ・全職員での指導体制を組織する。
 - ・地域学校支援事業のコーディネーターやキャリア教育支援センターとの連携体制を回す。
 - ・地域の教育資源をデータ化する。
 - ・パソコン室や学校図書館の整備・充実を図る。
- 【学習の評価】
 - ・ポートフォリオを活用した評価の充実を図る。
 - ・学期末、学年末における指導計画の評価を実施し、次年度の計画に生かす。
 - ・学校運営協議会と連携し、教育課程に対する評価を実施する。

移行期間中における学習評価の取扱い

「移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと」となっています。

移行期間が本年度で終了する小学校では、来年度から学習評価も新学習指導要領の下で行うことになっています。その際、②④⑤⑥が各学校で作成されていることが前提になりますので、確認をお願いします。